

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年6月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1900269号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2000010号

第1 結論

昭和58年4月1日から昭和61年12月26日までの期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和61年12月26日から昭和63年4月1日までの期間について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年4月1日から昭和61年12月26日まで
② 昭和61年12月26日から昭和63年4月1日まで

請求期間①については、C市に所在するA事業所に正職員として勤務し、D国民健康保険組合に加入し、厚生年金保険にも加入していたと思う。

請求期間②については、C市に所在するB事業所に正職員として勤務し、D国民健康保険組合に加入し、厚生年金保険にも加入していたと思う。

請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、C市に所在するA事業所で勤務した旨主張しているところ、雇用保険被保険者記録によると、請求期間①のうち昭和59年1月17日から昭和60年12月6日までの期間については、同事業所における被保険者記録が確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録はなく、同事業所の事業主は、事業所が厚生年金保険に加入していなかったため、全ての従業員は厚生年金保険に加入していない旨回答している。

また、A事業所の事業主は、請求者に係る資料を含め当時の資料は残っていない旨回答しており、D国民健康保険組合は、請求期間①について、現時点で該当する方の資格及び履歴が確認できず、本組合の書類保存及びシステム閲覧の期限を超える照会であるため、請求者に係る資格の有無及び得喪日の回答ができないとしている。

さらに、請求者がA事業所で一緒に勤務していたとして3名の名前を挙げているものの、当該3名を特定できないため、請求者の請求期間①における勤務実態を確認することができない。

2 請求期間②について、請求者は、C市に所在するB事業所で勤務した旨主張しているところ、雇用保険被保険者記録によると、請求期間②の一部を含む昭和60年12月26日から昭和61年12月31日までの期間については、同事業所における被保険者記録が確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録はなく、同事業所の事業主は、事業所が厚生年金保険に加入していないため、従業員の厚生

年金保険の加入はない旨回答している。

また、B事業所の事業主は、請求者に係る資料を含め当時の資料は残っていない旨回答しており、D国民健康保険組合は、請求期間②について、現時点で該当する方の資格及び履歴が確認できず、本組合の書類保存及びシステム閲覧の期限を超える照会であるため、請求者に係る資格の有無及び得喪日の回答ができないとしている。

さらに、請求者がB事業所で一緒に勤務していたとして3名の名前を挙げているものの、当該3名を特定できないため、請求者の請求期間②における勤務実態を確認することができない。

3 このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900273 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000011 号

第 1 結論

昭和 55 年 8 月から昭和 56 年 2 月までの期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 56 年 6 月から同年 7 月までの期間について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月から昭和 56 年 2 月まで
② 昭和 56 年 6 月から同年 7 月まで

請求期間①については、新聞広告を見て、社保あり、現金払いということで C 市にある A 事業所で勤務した。厚生年金保険の加入については聞いておらず、給料明細書等はなかった。

請求期間②については、公共職業安定所の紹介で B 社に期間工として勤務した。

新たな資料はないが、勤務していたことは間違いないので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、前回、請求者は、平成 30 年 4 月 16 日付けで訂正請求を行っているところ、i) オンライン記録において、請求期間①当時、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録はないこと、ii) A 事業所の代表者は、30 年以上も前のことであり、請求者に係る資料は残っておらず、当時を知る者もない旨回答している上、同事業所の担当者は、厚生年金保険に加入することになったのは平成 27 年 1 月からである旨陳述していること、iii) 請求者は、A 事業所で一緒に勤務していたとして 4 人の姓を挙げているものの、当該 4 人を特定できないため、請求者の請求期間①に係る勤務状況等を聴取することができないことなどから、既に平成 30 年 9 月 25 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、請求期間①において、A 事業所に勤務していたのは間違いないと主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、A 事業所に対し、再度照会したところ、同事業所の代表者は、「C 市に A 事業所は当事業所のみです。」「請求者の勤務形態については 30 年以上も前のことであり、当時の資料は残っておらず分かりません。当時を知る者が他界し調べようがありません。」と回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態を確認することはできない。

また、A 事業所の事業主は、「厚生年金保険に加入をしたのは、平成 27 年 1 月 1 日に初めて加入したので、それ以前に勤務していただいていた方は誰も厚生年金に加入はしておりません。」と回答している。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間①において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

2 請求期間②について、前回、請求者は、平成30年4月16日付けで訂正請求を行っているところ、i) B社は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出並びに請求者の給与からの厚生年金保険料控除については、資料の保管がないため不明である旨回答していること、ii) B社は、期間労働者（季節労働、期間工等）に係る厚生年金保険の加入について、希望の確認を行っていた旨回答していること、iii) 請求期間②又はその前後の期間においてB社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、同事業所に勤務することとなった際、同事業所から厚生年金保険の加入について希望を確認されたと回答している者がいるほか、同事業所に勤務していたとする回数と厚生年金保険被保険者記録が一致しない者が見られることから、B社では、必ずしも勤務していた期間全てを厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえること、iv) B社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の雇用保険被保険者記録が確認できる昭和56年4月7日から同年7月7日までの期間に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難いことなどから、既に平成30年9月25日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、請求期間②において、B社に勤務していたのは間違いないと主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者は、B社における請求期間②の厚生年金保険料の控除を裏付ける新たな資料は所持しておらず、B社に対し、再度照会したところ、同社は、請求期間②に係る厚生年金保険の届出状況等については、前回の回答内容に訂正や追加はない旨回答している。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間②において、厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。